

オプティ ニュースレター

税務エンジン導入/e インボイス申告/グローバル税管理/
アドバイザリ/税申告

連邦税と州税

米国では国全体の税としての連邦税と州ごとに異なる州税とがあります。法人税についても連邦法人税と州法人税が存在します。また売上税について州税となります。

売上税・使用税

消費税や VAT 同様に消費に掛かる米国の州税です。州税である売上税の他に、郡税、市税などが複雑に絡み合うため、これらの税額の計算のためには消費地の郵便番号を確認する必要があります。

納税

非居住企業が現地で税申告を行う場合、国ごとの納税方法を確認しておく必要があります。当社では複数の国での納税方法のスキーム構築を実施しております。

チャットボット・CCPA

ウェブサイト上にチャットボットを設置してカスタマーサポートを行う場合、またはライブコマースなどを行う場合、ニューヨーク州やカリフォルニア州での州法人税申告の対象となる可能性があります。また、カリフォルニアでは消費者情報保護法対策も重要です。当社ではこれらの事前の制度調査の他、規約作成等を実施しております。

コロナ禍を経て、多くの日本企業がデジタルビジネスでのグローバル経済活動を拡大しています。物品販売においても、デジタルサービスをバンドルして（含んで）販売する事例が多く発生しています。このようなケースにおいては、現地の間接税を課税、徴税、納税する義務を負うことがあります。当社ではこのような場合に間接税の税登録・税申告・納税を支援している他、貴社の販売サイトや基幹システム＝ERP（SAP、Oracle など）、会計ソフトに税務エンジンの導入や設定支援しております。今回当社の提供サービスについて様々なトピックについてのニュースレターをご案内します。

税務エンジンの導入（対象：全世界）

米国では年間で 542 件の税率変更も



EC サイトやデジタル販売サイトでは、商品価格の他に現地の税額を計算して表示することが一般的です。また、消費者保護のため、販売サイトにて現地の正確な税額を表示することを義務付けている国もあります。

一方でこれらの税額をサイト上に表示することは極めて複雑なことです。

例えば、**アメリカ**の売上税を例にとると、州税である売上税の他に、郡税、市税などが複雑に絡み合っています。米国は税の管轄地が多く、かつ頻繁に税率が変更されるという問題が伴います。税務エンジン大手の調べによると、全米では税の管轄地が州以外にも郡、市等含め 2895 もの税管轄地があると言われており、2021 年には 606 件、2022 年には 542 件の税率変更があったとのこと。これでは一度自社のデータベースに税率を入力したとしても 1 年後には容易に陳腐化してしまいます。このため正確な税額算出は現実的には非常に困難な問題です。

3 億通りの税計算、卸売業者への対応

管轄地の数や税率の変更という問題の他にも、米国では出荷元の倉庫地と消費者の指定する出荷先の郵便番号の組合せ、再販事業者が否か、非課税取引かどうか、販売商品等により税率の組合せが変更します。これらの計算方法は 3 億通りと言われています。また、米国の卸売業者に商品やサービスを販売する場合、これらの取引は免税取引となりますが、その場合は Exemption Certificate を受領し保管する義務があります。これらの Exemption Certificate の保管や免税対応、瞬時の税率計算などは税率を計算する税務エンジンを自社 ERP は販売サイトに導入し無い限り現実的な方法ではないと言えます。当社では世界の主要の数多くの税務エンジンを取り扱う唯一の日本企業です。様々な税務エンジンの中から貴社の商流やシステムに

ソースルール

インターネット社会では消費者のプライバシー保護の観点から、消費者の正確な住所が取得できなくなる傾向にあります。一方で、税額計算のためには消費者の郵便番号など正確な住所が必要となります。このため、これらの消費者住所の決定方針は事前に最新の判例等で検討しておくべきです。

税務エンジン

税務エンジンの機能としては、現地間接税の計算のほか、関税計算、取引情報の保管、申告など多岐に渡ります。税務エンジンはビジネス規模やビジネスの形態によって向き不向きがありますので、自社のビジネスと自社の ERP システムに合致した税務エンジンを選定することが重要となります。

また税務エンジンと自社サイトの統合のための開発についても検討して置く必要があります。

デジタルインボイス推進委員会 (EIPA)

当社はデジタルインボイス推進委員会 (EIPA) の会員であり、Peppol をはじめとして電子インボイスの最新情報を絶えずキャッチアップしています。

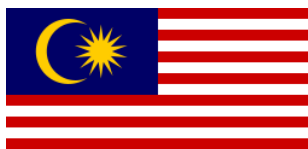
デジタル庁作成の Peppol スライドは下記 URL より確認願います。



適した税務エンジンを選定し、貴社への ERP への繋ぎ込みや定着化支援を含めて導入支援しています。

e-Invoice 申告エンジンの導入 (対象：全世界)

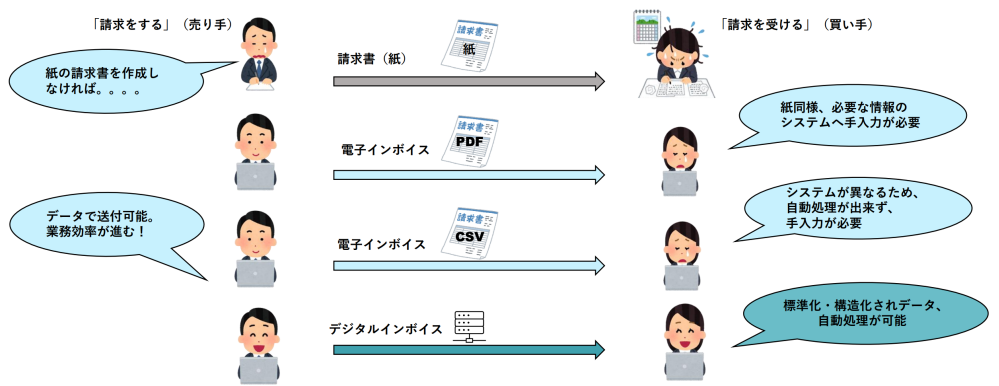
電子インボイス申告(e-Invoicing)とは



日本では2023年10月から適格事業者番号の制度が開始されました。また、これとは、別に、デジタル庁が主導として Peppol という電子インボイス申告の仕組の導入が行われています。

デジタルインボイスとは？

デジタルインボイスとは、請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの差異は問わない。



(Peppol の制度説明/出所「デジタル庁」)

Peppol 同様の制度は世界にも多くあり、この分野では日本はかなり遅れている分野です。例えばマレーシアでは2024年6月から電子インボイス申告制度がスタートします。この制度では年間売上 RM1 億以上の企業に電子インボイス申請が義務付けられます。

また、ドイツに関しては2025年には全てのドイツの課税事業者は電子インボイスを受領する義務が発生し、2027年1月には売上が800,000ユーロ（1億5000万円程度）を超える売上の会社は電子インボイス対応が必要となります。すなわち、日本の全ての上場企業どころか中小企業においても対応が必要となります。

電子インボイス申請は各国の税務当局に対して構造化された電子データを取引の数日以内に行う義務が発生します。しかし現実問題として取引の数日以内に構造化された電子データを提出することは不可能です。ましてや今後ドイツやEU(ViDA)での導入開始も始まり、世界50カ国以上での取引のたびに国ごとに異なるフォーマットの電子データ(XMLデータ)で申告対応を行うことは困難を極めます。

当社ではこの顧客課題に対して、業界最大手のPagero社を含む複数のE-インボイス申告ソリューションを提供しており、貴社の要件に合致したシステムの提案、導入支援、教育、保守などを対応しています。これらのE-インボイス申告ソリューションでは貴社がお使いの基幹システム(ERP)、サプライチェーン管理システム、販売管理システムと簡単に接続し、販売や仕入取引のたびにE-インボイス申告を実施します。

当ニュースレターの著作権

当ニュースレターは最新情報の提供と営業目的ではありません。

一方で当ニュースレターの内容や制度説明については誤っている場合や調査不足である場合、かつ作成当時の情報が後に新たな制度に変更される可能性があります。このため具体的な情報については専門家に相談のうえご判断ください。当社では当該ニュースレターを元にした経営判断の責任を負うことはできませんのでご注意ください。

当ニュースレターの著作権は当社に所属し、機密情報であります。当ニュースレターは機密保持契約を締結している当社のクライアント企業にのみ提供しています。

このため、他社への情報転送や機密開示を禁止しております。特に、大手税理士法人や会計事務所等の競合他社には転送しない旨お願いいたします。

この分野では、ブラジルやアルゼンチン等の南米地域の他、サウジアラビアやインドなどでも早い時期からこれらの導入が進んでいます。不正や賄賂の多い地域であるからこそ、税務当局への電子データ提出がより進む背景があります。是非これらの南米地域や中東地域でのビジネス展開を進めている企業の場合は早い段階から対策が必要となると思われます。



間接税申告管理ツールの導入（対象：全世界）

グローバル税申告管理とは

グローバルな間接税申告を行う際にこれらをエクセルベースや PDF ベースで行っている場合、後々の監査の際に責任の所在を確認することが困難となります。

また、特に現地法人の税申告の内容であっても、役員の兼任等で本社が直接的に関与している蓋然性がある場合に、これらのペナルティが本社側に課せられる場合もあります。このため、日本本社の EU や米国の間接税申告のみならず、世界の子会社での間接税申告も管理する必要があります。

このような間接税申告ツールは、ビッグ 4 のような大手税理士法人も独自のツールを用意しています。一方で、このような税理士法人のツールを利用している場合に、国ごとに異なる税理士を使いたい場合に問題が生じます。

当社では独立系のこれら間接税申告ツールの提供を行っております。また ERP へのや CRM への実装も提供しています。このため、例えば取引毎に相手企業の税番号を自動的に確認したり、各国ごとのインボイス形式に合致したインボイスを ERP 上から出力したり、IP アドレスで郵便番号を取得したり、D.U.N.S ナンバーのビジネス情報や銀行の消込情報なども取得し、SAP 等の ERP システムやセールスフォース等の CRM に表示させることが可能となります。

世界各地で間接税申告が必要となるケースが多い昨今、これらの税申告管理のためのツールを是非ご検討くださいませ。

オブティ株式会社について

オブティ株式会社は、国際間接税を中心とした関する様々なソリューションを提供し、300 社以上の世界中の提携企業と共に世界 150 カ国での税務アドバイス及び 77 カ国での税申告の他、税務ソリューションの導入支援、カスタマイズ、統合、教育、運用支援を実施しています。TAX x IT = Performance をモットーに、大手製造業、通信会社、製薬会社、メディア企業、デジタル系企業の国際取引に関わる海外税務と法務の経営課題をご支援させて頂いております。

お問い合わせ先

オブティ株式会社

東京都千代田区内神田 1-2-2 小川ビル 4 階

account@opti.co.jp

<https://www.opti.co.jp>